

公益社団法人日本栄養士会 栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業 申請要項

1. 申請資格

- 1) 認定申請する事業所には、栄養ケア・ステーションの事業に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置すること。また、専任で従事する管理栄養士を栄養ケア・ステーション事業の責任者とする。
- 2) 責任者・従事者（構成員）は、生涯教育制度に参加していること。
- 3) 申請書6. に定める「栄養ケア・ステーション事業内容」の事業を実施する場合、責任者および従事者は本会が認定する各特定（専門）分野の管理栄養士の資格を有していることが望ましい。
- 4) 認定申請する事業者・団体が、過去に訴訟となる事態がないこと。
- 5) 申請書6. に定める「栄養ケア・ステーション事業内容」に記載のいずれかの事業を実施していること。
- 6) 責任者は、申請書6. にて実施する事業について、1年以上の実務経験があること。あるいは、相当する実務経験があること。

2. 提出書類 下記1)～8)をお送りください。

- 1) 平成29年度 認定栄養ケア・ステーションモデル事業 申請書
日本栄養士会ホームページより様式をダウンロードしてください。
 - * 必要事項をすべて記入の上、必ず捺印のこと
 - * 所在地・名称・代表者欄は、企業や団体等の法人の場合は、その代表を記載
 - * 1. 名称欄へは、認定をうける前の名称と認定をうけた際に表示する名称を必ず記載
 - * 2. 所在地欄へは、認定をうける事業所住所を記載し、栄養ケア・ステーションとして開設する時間（曜日等の限定がある場合はその情報）を記載
 - * 3. 責任者欄へは、認定をうける栄養ケア・ステーションの責任者であり栄養ケア・ステーション事業の窓口となる者の氏名を記載
 - * 4. 連絡先欄のうち、TEL および FAX は認定をうける事業所の番号を、e-mail は、栄養士会との連絡窓口としてのアドレスを記載
 - * 5. 認定要件を一部満たさない場合には、誓約書（様式任意）を別途提出
 - * 6. 事業内容について、いずれかにチェックがあり、かつ記載事業に相当しない事業を実施されている場合は、必ずその他へ記入するか、別紙にて提出
- 2) 認定を受ける栄養ケア・ステーションに在籍する管理栄養士・栄養士の名簿
 - * 氏名とともに栄養士会会員番号を記載
 - * 在籍者の勤務状況を記載（例：常勤9：00～17：45、非常勤 平均8日/月…等）
 - * 6. に記載の事業内容のうち、在籍者が担当する事業の経験年数を各々記載
- 3) 管理栄養士・栄養士免許証のコピー
 - * 認定を受ける栄養ケア・ステーションに在籍する管理栄養士（または栄養士）の全員

の免許証を A4 サイズにコピーして提出

4) 栄養の指導に関わる料金（条件）一覧

* 事業所として整理した料金表がない場合には、6. に記載の実施事業の請負金額の実績として一覧にまとめる

5) 連携する医療機関一覧

* 6. に記載の事業内容のうち、保険対応業務を実施している場合には、契約している医療機関（医師名・住所）を記載

6) 生涯教育取得単位（基本研修・実務研修）画面のコピー

* 在籍者各々の研修単位取得画面のコピーを提出

7) 特定分野・専門分野の認定証のコピー

* 特定分野：『特定保健指導担当管理栄養士』『静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士』『在宅訪問管理栄養士』『公認スポーツ栄養士』や専門分野『がん病態栄養専門管理栄養士』『腎臓病病態栄養専門管理栄養士』『糖尿病病態栄養専門管理栄養士』等の資格取得者は、その認定証を A4 サイズにコピーして提出

3. 書類提出締切日／提出先

提出期間：2017年3月1日（水）～3月31日（金）

* 提出期限を過ぎた書類は受付いたしません。

提出先：事業所が所在する都道府県の栄養士会

* 特定記録郵便・簡易書留・レターパックなど記録が残るものにてお送りください。

4. その他

- ・当該事業の認定証は、2017年7月上旬に郵送にて通知します。
- ・平成28年度当該事業認定事業所が再申請する場合は、所属する都道府県栄養士会まで申請意向を申し出てください。なお、2. 提出書類のうち1)～7)に新規または変更がある場合には、必要書類をあわせてご提出ください。
- ・日本栄養士会ホームページへ、事業所情報（申請書1.～4. および6.）を掲載します。

5. お問い合わせ先

公益社団法人 日本栄養士会 栄養ケア・ステーション事業部（担当 清水・塩川）

〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6階

TEL：03-5425-6555 Email：jda-cs@dietitian.or.jp